

1)介護保険給付対象サービス

○介護保険における訪問看護料金表

	時間	単位数	利用者負担額			
			10割	1割	2割	3割
指定訪問看護ステーションの場合	20分未満	314	3,140	314	628	942
	30分未満	471	4,710	471	942	1,413
	30分以上60分未満	823	8,230	823	1,646	2,469
	60分以上90分未満	1,128	11,280	1,128	2,256	3,384

※上記基本料金は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合はこれら的基本利用料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※上記本文にも記載の通り、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は越えた金額をご負担いただくことになりますのでご留意ください。

【その他加算】

	内容	単位数	利用負担額(1割負担)			
			10割	1割	2割	3割
初回加算	新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を提供した場合	300	3,000	300	600	900
長時間訪問看護加算	特別な管理を要する際に90分を超える訪問を行った場合に算定	300	3,000	300	600	900
緊急時訪問看護加算Ⅰ	通常の訪問時間以外に必要に応じて緊急訪問を行う場合に算定	600	6,000	600	1,200	1,800
退院時共同指導加算	主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行いその内容を文章により提供した場合に算定	600	6,000	600	1,200	1,800
特別管理加算(1)	在宅悪性腫瘍指導管理などを受けている状態や留置カテーテルを使用している状態であること	500	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算(2)	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態であること	250	2,500	250	500	750
複数名訪問看護加算(30分未満)	一回につき看護師複数名で一人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	254	2,540	254	508	762
複数名訪問看護加算(30分以上)	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態であること	402	4,020	402	804	1,206
ターミナルケア加算	利用者の死亡日14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合に算定	2,500	25,000	2,500	5,000	7,500
夜間・早朝加算	夜間(18時から22時)または早朝(6時から8時)にサービスを行った場合					基本単位数の25%を加算
深夜加算	深夜(22時~6時)にサービスを行った場合					基本単位数の50%を加算

※各種加算については各種要件を満たし、同意を得られた場合に算定します。

○予防介護保険における訪問看護料金表（3級地）

	時間	単位数	利用者負担額			
			10割	1割	2割	3割
指定介護予防訪問看護ステーションの場合	20分未満	303	3,030	303	606	909
	30分未満	451	4,510	451	902	1,353
	30分以上 60分未満	794	7,940	794	1,588	2,382
	60分以上 90分未満	1,090	10,900	1,090	2,180	3,270

※上記基本料金は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合はこれらの基本利用料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※上記本文にも記載の通り、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は越えた金額をご負担いただくことになりますのでご留意ください。

【各種加算】

	内容	単位数	利用負担額(1割負担)			
			10割	1割	2割	3割
初回加算	新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を提供した場合	300	3,000	300	600	900
長時間訪問看護加算	特別な管理を要する際に90分を超える訪問を行った場合に算定	300	3,000	300	600	900
緊急時訪問看護加算Ⅰ	通常の訪問時間以外に必要に応じて緊急訪問を行う場合に算定	600	6,000	600	1,200	1,800
退院時共同指導加算	主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行いその内容を文章により提供した場合に算定	600	6,000	600	1,200	1,800
特別管理加算(1)	在宅悪性腫瘍指導管理などを受けている状態や留置カテーテルを使用している状態であること	500	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算(2)	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態であること	250	2,500	250	500	750
複数名訪問看護加算(30分未満)	一回につき看護師複数名で一人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	254	2,540	254	508	762
複数名訪問看護加算(30分以上)	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態であること	402	4,020	402	804	1,206
夜間・早朝加算	夜間(18時から22時)または早朝(6時から8時)にサービスを行った場合				基本単位数の25%を加算	
深夜加算	深夜(22時～6時)にサービスを行った場合				基本単位数の50%を加算	

※各種加算については各種要件を満たし、同意を得られた場合に算定します。

2)医療保険給付対象サービス

医療保険の場合は各種保険(健康保険;後期高齢者医療保険)や交付を受けている公費負担医療により異なります。

○医療保険による訪問看護料金表

	内容・条件等	料金負担の目安			
		10割	1割	2割	3割
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665
	週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
訪問看護基本療養費(Ⅱ)	同一日に2人 週3日まで	5,550	555	1,110	1,665
	同一日に2人 週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
	同一日に3人以上週3日目まで	2,780	278	556	834
	同一日に3人以上週4日目以降	3,280	328	656	984
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670	767	1,534	2,301
	月の2日目以降	3,000	300	600	900
訪問看護ベースアップ評価料(1)	月1回	780	78	156	234

〈各種加算〉

	内容	10割	1割	2割	3割
夜間早朝訪問看護加算	18:00~22:00、6:00~8:00の訪問	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算	22:00~6:00の訪問	4,200	420	840	1,260
24時間対応体制加算	月1回	6,800	680	1,360	2,040
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650	265	530	795
	月15日目以降	2,000	200	400	600
特別管理加算Ⅰ	月1回	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ	月1回	2,500	250	500	750
複数名訪問看護加算	同時に複数の看護師が一人の利用者に対して訪問看護を行った場合	4,500	450	900	1,350
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500	450	900	1,350
	1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400
長時間訪問看護加算	90分以上週1日まで	5,200	520	1,040	1,560
退院時支援指導加算	退院日翌日以降の初回訪問時	6,000	600	1,200	1,800
退院時共同指導加算	初日の訪問日の1回	8,000	800	1,600	2,400
訪問看護ターミナルケア療養費(1)	看取り介護加算などを算定していない利用者	25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費(2)	看取り介護加算などを算定している利用者	10,000	1,000	2,000	3,000
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	50	5	10	15

○精神における訪問看護の料金表

	内容・条件等	10割	1割	2割	3割
精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ	週3日目まで 30分以上	5,550	550	1,110	1,665
	30分未満	4,250	425	850	1,275
	週4日目以降 30分以上	6,550	655	1,310	1,965
	30分未満	5,100	510	1,020	1,530
精神科訪問看護基本療養費 Ⅲ 同一建物 1日 3人以上	週3日目まで 30分以上	2,780	278	556	834
	30分未満	2,130	213	426	639
	週4日目以降 30分以上	3,280	328	656	984
	30分未満	2,550	255	510	765
精神科訪問看護基本療養費 Ⅳ	入院中の外泊時の訪問	8,500	850	1,700	2,550
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670	767	1,534	2,301
訪問看護管理療養費	月の2日目以降	3,000	300	600	900
訪問看護ベースアップ評価料 (1)	月1回	780	78	156	234

〈各種加算〉

	内容	10割	1割	2割	3割
夜間早朝訪問看護加算	18:00～22:00、6:00～8:00 の訪問	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算	22:00～6:00 の訪問	4,200	420	840	1,260
24時間対応体制加算	月1回	6,800	680	1,360	2,040
緊急訪問看護加算	月14日目まで(1日につき)	2,650	265	530	795
	月15日目以降(1日につき)	2,000	200	400	600
特別管理加算Ⅰ	月1回	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ	月1回 重症度の高いもの	2,500	250	500	750
精神科複数名訪問看護加算	同時に複数の看護師が一人の利用者に対して訪問看護を行った場合	4,500	150	900	1,350
長時間精神科訪問看護加算	90分以上週1日まで	5,200	520	1,040	1,560
退院時支援指導加算	退院日翌日以降の初回訪問時	6,000	600	1,200	1,800
退院時共同指導加算	初日の訪問日の1回	8,000	800	1,600	2,400
訪問看護ターミナルケア療養費(1)	看取り介護加算などを算定していない利用者	25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費(2)	看取り介護加算などを算定している利用者	10,000	1,000	2,000	3,000
訪問看護情報提供療養費	月1回	1,500	150	300	450
介護・看護職員連携強化加算	月1回	2,500	250	500	750
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	50	5	10	15